

# 令和5年度

## 文化芸術活動継続支援補助金

### 募集要項

募集期間 令和5年7月3日(月)～8月4日(金)必着

奈良県文化会館休館中も継続的に文化活動が実施されることを目指し、

みなさんの文化イベントの会場費用を補助します。

ふるってご応募ください！！

令和5年5月

奈良県文化・教育・暮らし創造部 文化振興課 文化振興係  
〒630-8501 奈良市登大路町 30  
TEL : 0742-27-8478 FAX : 0742-27-8481  
E-mail bunka-challenge@nara-arts.com

本補助金は、「文化芸術活動継続支援補助金交付要綱」に基づき実施するものであり、募集に関する内容は次のとおりとします。

なお、本補助金は予算の範囲内で行われるため、補助対象事業に該当する場合であっても、採択されない場合があります。

## 1 事業の趣旨

奈良県文化会館がリニューアル工事に伴い休館することから、文化会館がリニューアルオープンするまでの間においても、継続的に文化活動が実施されるようにすることを目指します。

## 2 補助内容

### (1) 補助対象者

県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有する個人又は団体を補助対象者とします。なお、以下に該当する場合は補助対象外となります。

- ① 国、地方公共団体及び独立行政法人若しくは国、地方公共団体及び独立行政法人が構成員に含まれる団体
- ② 国又は地方公共団体が所有する施設の指定管理者及び当該指定管理者が構成員に含まれる団体
- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ④ 営利活動を目的とする団体
- ⑤ 政治活動又は宗教活動を目的とする団体
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体

### (2) 補助対象事業

県内の公立施設で行う事業であって、県内の文化芸術の振興に寄与するものを補助対象とします。なお、以下に該当する場合は補助対象外となります。

- ① 公益を害するおそれのあるもの
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2項に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるもの
- ③ 寄附金の募集を伴うもの
- ④ 商行為を直接の目的としたもの及びこれを伴うもの
- ⑤ 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助、助成、圧迫、又は干渉する目的を有するもの
- ⑥ 国、地方公共団体及びその他法人等が実施する他の補助金等の交付を受けるもの
- ⑦ 国及び地方公共団体からの委託を受けて実施するもの
- ⑧ 知事が文化芸術活動継続支援補助金交付要綱第1条の趣旨に照らし不相当と認めるもの

### (3) 補助の対象となる事業の実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

原則、補助金の交付決定が行われた日（以下、「交付決定日」という）以降の施設使用料が補助対象となりますが、交付決定日前の施設使用料を交付対象として申請する場合は、指令前着手届（第2号様式）を添えて提出してください。（交付決定は、令和5年9月中を予定しているため、令和5年

4月から9月にかかる施設使用料を申請する場合。)

指令前着手届を提出しない場合は、交付決定日以降（令和5年10月以降を予定）の施設使用料のみが補助の対象となります。

#### (4) 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	文化イベントの実施にかかる施設使用料（リハーサル、控え室にかかる費用を含む。ただし、別途設備使用料（マイク代、電気使用料等）がかかる場合、当該費用は補助対象外となります。）
補助金の額	県有施設の場合は施設使用料の2分の1、その他公立施設の場合は施設使用料の3分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）。 なお、上記方法により算出された補助金の額が5万円未満の場合は、補助金は交付しないものとし、30万円を超える場合は、30万円を補助金の額とする。

#### (5) 事業等の中止に係る補助金の交付について

交付決定を受けた団体が自主的に事業を中止することとした場合、補助金の交付申請を取り下げさせていただきます。この場合、補助金の交付はありません。（会場使用料のキャンセル料は補助金の対象経費となりません。）

## 5 申請

### (1) 申請書類（申請用紙は奈良県文化振興課のホームページから入手してください）

当該補助金の申請にあたっては、次の書類を提出してください。

申請は1団体につき、1事業に限ります。

提出された書類の返却、写しの交付はしませんので、必ず写しやデータを保管しておいてください。

提出後の差し替えは受付いたしません。

ア 補助金交付申請書（第1-1号様式）

イ 事業計画書（第1-2号様式）

ウ 誓約書（第1-3号様式）

エ 団体の場合は役員名簿

オ 団体の場合は団体の活動目的、内容が分かる規約

カ 指令前着手届（第2号様式）【交付決定日前（令和5年4月～9月末を予定）に実施された事業を対象とする場合】

キ 施設の申込書控の写し等、内容が分かるもの【すでに施設使用を申込している場合】

ク 使用予定施設の会場使用料が分かるもの【施設の申込受付が開始されていない等の理由により、キを提出できない場合】

ケ 奈良県文化会館の使用許可書の写し【平成30年度～令和4年度の間に利用実績がある場合】

コ 奈良県文化会館利用実績自己申告書（様式例参照）【平成30年度～令和4年度の間に利用実績があるが、紛失したなどの理由で使用許可書の写しを提出できない場合】

サ その他参考となる資料（過去の催し案内等）

### (2) 申請期間

令和5年7月3日（月）～令和5年8月4日（金）17:00

（郵送・メールいずれの手段でも、申請期間最終日の17:00必着です。申請期間外に提出されたものについてはいかなる場合も受理できませんので、ご注意ください。）

ただし、上記スケジュールにより交付決定されたものの総額が予算額を下回る場合、二次募集を実

施することがあります。

(3) 提出方法及び提出先（特定記録郵便またはメール送信）

奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 文化振興係 担当：北川・服部

〒630-8501 奈良市登大路町 30

TEL：0742-27-8478 E-mail：bunka-challenge@nara-arts.com

（注意）提出は特定記録郵便及びメールでのみ可能です。

送付中の事故については当方では責任を負いかねますのでご了承ください。

## 6 審査

申請のあった事業について、申請書類に基づき書面審査を行い、採択事業を決定します。審査にあたり必要な内容について、文化振興課から申請団体・事業について問合せを行うことがあります。

## 7 申請多数時の採択について

申請が多数あり、審査の結果、補助対象となる事業の申請額合計が予算額を上回る場合は、次の者を優先して採択することとします。

1. 平成30年度から令和4年度の間奈良県文化会館の利用実績がある者
2. 募集期間内において、早期に申請書を提出した者（先着順）

※優先順位は、1、2の順とする。

## 8 補助金の交付決定、事業実施報告等

### (1) 補助金の交付決定

採択の結果は、郵送またはメールにてお知らせします。採択された事業については、交付決定通知を送付します。なお、採択に当たっては条件を付けることがあります。

### (2) 事業実施報告

補助事業が終了したときは、事業完了日から30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

ア 補助金実施報告書（第5-1号様式）

イ 事業実績報告書（第5-2号様式）

ウ 施設使用料の領収書の写し

エ 口座振替申出書兼相手方登録依頼書（県が定める様式）

オ 登録した口座通帳のコピー（原則、申請者本人の名義とし、やむを得ない場合に限り、委任状を提出した上で他者名義の口座の申請を認めます。）

なお、事業実施にかかる収支資料一式は、5年間保存しておいてください。

### (4) 補助金の交付

事業実施報告書により、実施内容が本補助事業の対象と確認できた場合は、交付すべき補助金の額を通知します。

通知を受けた後すみやかに、補助金交付請求書（第6号様式）を提出してください。適正な請求書を受理した後、指定の口座へ振り込みします。

なお、補助金の前払いや概算払いは行うことができません。

## 9 本補助金にかかる手続きスケジュール

事項	日程
応募期間	令和5年7月3日(月)～8月4日(金)
審査	令和5年8月下旬～9月上旬
採択事業の決定、公表	令和5年9月下旬
事業実施報告	事業完了日から30日以内 又は令和6年3月31日(日)のいずれか早い日
補助金の額確定、請求	確定通知受理後、別途定める提出期限内までにすみやかに提出

※申請内容に変更が生じた場合は、事業実施前に補助金変更承認申請書(第3号様式)を必要書類と併せて提出してください。ただし、事業目的に及ぼす影響が軽微であると認められ、会場使用日時、使用料の変更を伴わないかつ、補助対象経費の増減が20%以内の変更である場合は、この限りではありません。

## 10 その他

### (1) 募集要項、申請用紙の配布等

- ・県ウェブサイト内、文化振興課のページからダウンロードできます。  
<https://www.pref.nara.jp/item/293447.htm#itemid293447>
- ・ウェブサイトでの配布の他、奈良県文化振興課にて配布いたします。
- ・募集要項および申請用紙等の郵送を希望される場合は、封書おもて面に「文化芸術活動継続支援補助金募集要項希望」と明記し、返送用封筒(角2号サイズ)を同封の上、奈良県文化振興課まで郵送してください。返送用封筒(角2号サイズ)には、郵送を希望される場所の郵便番号・住所・氏名を記載し、郵便切手250円を貼付してください。

(郵送先) 〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 文化振興係 宛

### (2) 申請書類の記載方法

- ・所定の用紙に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・書類は原則としてワープロ、パソコンで作成してください。
- ・用紙はA4片面印刷で統一し、文字サイズは極端に小さくせず、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。(参考資料で既存のパンフレット等を添付する場合は、そのままの大きさで結構です。)

### (3) 手続きにかかる費用負担

本補助金の手続きにかかる費用は、全て申請者の負担になります。

### (4) 情報公開

ご提出いただいた書類の記載事項は、一部の個人情報(担当者に関する事項等)を除き、奈良県情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。

### (5) 本補助金に関する問い合わせ先

奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 文化振興係

担当：北川、服部 TEL：0742-27-8478

※対面による相談を希望される場合は、事前に電話にてご連絡の上、お越し下さい。